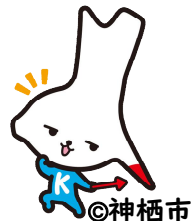


高齢者補聴器購入費助成金交付



難聴により日常生活での会話が聞こえにくいといった悩みを抱える高齢者に対し、補聴器の購入費を助成します。

「聞こえ」を維持・改善することは、他者とのコミュニケーションを楽しむ機会や社会参加の促進、さらには認知症の予防に繋がることが期待されています。

対象者

以下の要件を全て満たしている方

- 神栖市内に住所があり、申請年度内に**65歳以上**になる方
- 身体障害者手帳（聴覚障害）の対象にならない方
- 両耳の聴力レベルが**40デシベル以上70デシベル未満**で耳鼻咽喉科の医師から補聴器の使用が必要であると認められた方
- 市税等の滞納をしていない方

助成内容

- 補聴器購入費用の2分の1を補助
※管理医療機器として認定された補聴器に限ります
- 上限金額**20,000円**
- 補助を受けるには**事前の申請**が必要です
- 申請前に購入されたものは、補助の対象となりませんのでご注意ください



申請のながれは裏面をご覧ください



申請のながれ



1 申請書の取得

取得場所:長寿介護課または市民生活課の窓口
神栖市のホームページ

2 耳鼻咽喉科を受診

取得した申請書を持って耳鼻咽喉科を受診します。医師から補聴器の装着が必要と診断を受けたら、申請書内の「補聴器の装用に関する医師の意見欄」の記入を依頼してください。

※受診料、検査料、文書料等は自己負担です

3 見積書の取得

補聴器販売店で補聴器購入に係る見積書を取得します。
※助成の対象は管理医療機器として認められた補聴器のみ

4 申請書類の提出

提出書類:申請書、見積書

※書類提出後、審査を経て助成金交付決定通知書を送付します

5 補聴器の購入

助成金交付決定通知が届いたら、見積書を取得した販売店で補聴器を購入します。

6 請求書類の提出

補聴器を購入したら、請求書類を窓口に提出します。

提出書類:請求書、領収書、振込口座が確認できるものの写し

※補聴器購入後、30日以内に書類を提出してください

※書類提出後、1ヶ月程度で指定の口座にお振り込みします

申請窓口

- ・長寿介護課(保健福祉会館内)
- ・市民生活課(波崎総合支所内)

問合せ先

神栖市役所 長寿介護課

〒314-0121 神栖市溝口1746-1

電話:0299-91-1700

